

合葬墓検討委員会報告書

令和7年2月28日

大潟村合葬墓検討委員会

1. 目的

大潟村墓地公園は、全国から集まった入植者のふるさとづくりとして、昭和 48 年に整備された。公園内の墓地は、大潟村墓地公園条例により村が使用を許可しており、また親族や縁故者が代々管理を行う承継方式をとっている。しかし、受け継がれることが前提の墓では、親族がいない、または遠方に居住しており墓の管理をする者がいない、もしくは管理が難しいなどといった種々の課題に対し十分な対応が困難である。

少子高齢化等、社会状況が変化している中で、墓に対する現代の多様なニーズに対応し、かつ墓の管理者不在などといった課題を解決することを目的とし、将来を見据えた今後の村営墓地の在り方や方向性について令和 5・6 年度において検討し、その結果を報告する。

2. 委員

[会 長]	大潟村社会福祉協議会	会長	椎川 信一	
	民生児童委員協議会	副会長	藤井 真	
[副会長]	大潟村シルバー人材センター	専務理事	松崎 弘郁	
	大潟村老人クラブ連合会	会長	工藤 強	
	大潟村耕心会	会長	富田 博文	(令和 5 年度)
	〃	〃	工藤 丈夫	(令和 6 年度)
	大潟村婦人会	会長	藤村 幸	
	自治会長連絡協議会	会長	一箭 研	(令和 5 年度)
	〃	〃	角田 和太留	(令和 6 年度)
	墓地管理委員会	会長	鎌田 満広	
	〃	副会長	小林 信之	

3. 検討委員会の開催日と検討内容

- (1) 令和5年11月21日
村営墓地の状況(参考1)、合葬墓の概要、平成30年に実施した村民アンケートの結果(参考2)について説明し、意見交換を行った。
- (2) 令和5年12月1日
秋田市北部墓地と長沼禅苑(潟上市)の合葬墓を視察した。(参考3)
- (3) 令和6年1月22日
県内の合葬墓等の設置状況について説明し、意見交換を行った。
その際、合葬墓を設置する方向で検討進める方向で意見が一致した。
- (4) 令和6年8月9日
検討事項を決定し、意見交換を行った。
その際、複数の疑問点が挙がった。
- (5) 令和6年11月22日
前回会議で挙がった疑問点についての調査した結果を説明し、意見交換を行った。
- (6) 令和7年1月21日
これまでの会議で意見交換した内容と、各委員にアンケートを取った結果を報告書素案にまとめ、意見交換を行った。

4. 検討結果

(1) 集合墓の設置の有無について

無縁墓の機能も包含した合葬墓を設置すべきと考える。

県内の多くの市町村(25 市町村中 16 市町村)では無縁墓を設置しており、行旅死亡人等、引き取り手の無い遺骨を保管する体制が整えられている。公営墓地が無い市町村でも自治体内にある寺の区画を購入する等して、引取先を確保している。県内で対応策が無いのは、大湊村を含め 4 市町村のみとなっている。

少子高齢化や継承者の不足等、社会情勢の変化に伴い、村民から合葬墓設置の要望が出ていたことに伴い、平成 30 年にアンケートを実施した(参考 2)。アンケート中の「大湊村に合葬墓が必要か」という問いに対して、「必要」又は「いずれ必要」との回答が半数を上回った。

将来的に、所有者不在墓地による墓地使用料の未納や墓石撤去の必要性が出てくる可能性が考えられる。引き取り手の無い遺骨の引取先の確保、所有者不在墓地の解消、村民が安心できる墓地公園の運営管理のために、合葬墓を設置する必要があると考える。

(2) 合葬墓使用者の資格・要件について

合葬墓使用者の資格・要件について検討した結果、以下の①～④は適切と判断した。⑤～⑧はそれぞれ課題があり、意見として報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民票や本籍がある方② 死亡時に住民又は本籍があった故人の焼骨を埋蔵する方③ 村営墓地に埋蔵している焼骨を改葬する方④ 村が認める方 |
|---|

引き取り手の無い遺骨が発生する等、不測の事態に対応することができるため、④も要件に含めることが適切である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">⑤ 村に親戚がいる方⑥ 過去に住民票や本籍があったことが証明できる方⑦ 村に縁のある方（村内の事業所で働いていた等）⑧ その他（条件を付けて幅広く受け入れる等） |
|---|

遠方に住む親戚が合葬墓を使用したいと考えた時に、⑤や⑥の要件があれば利用できるが、どこまで認めるか等、詳細を詰める必要がある。

村民等からの提案があったため検討したが、墓地の適正な運営管理の面から、要件に入れる必要があるのか疑問が残る。

(3) 生前予約について

実施する場合は、条件や運用面等、慎重に検討する必要がある。

時代の流れや要望に応えるのであれば、生前予約を実施する方がいいかもしれないが、生前予約の対象者、家族の同意等について、要件をきちんと定める必要がある。また、生前予約後の情報管理や運用等も含め、先行自治体の例を参考に慎重に検討すべきである。

(4) 各設備について

合葬墓の各設備の意見は次の通りである。

設 備	意 見
合 葬 墓	簡素な造りが良い。 花や線香を供えられるような献花台等の設備は必要と考える。
カロート	土に還るように、底が抜けている柵を利用するのが良い。 盛り土をする等、カロートに水が溜まらないような構造が必要。
納 骨 堂	費用面や管理面の負担となるため、設置しないほうが良い。
周辺環境	適切な管理がしやすい造りにする。(雑草が繁茂しない等) 花等の植栽も整備し、開かれた明るい場所になることを希望する。

(5) 供養について

村は供養しない。個人が供養することは認める。

村が供養を主催することはないが、供養したい方は個人的に行うことができるようにする。そのため、献花台等の整備が必要である。

供養が終わり次第、献花や供え物等を片付けることや、火気使用禁止等、合葬墓の使用ルールを整え、広報・看板・許可時に周知する必要がある。

(6) その他の意見

その他、合葬墓を検討する中で出た意見は次の通りである。

- ・一人で、個人区画と合葬墓の両方を所有することについてどのように考えるか。
- ・現在、個人区画は、年1回の墓地管理手数料の支払いがある。合葬墓の管理手数料は、支払いの滞りや拒否等の可能性もあるため、前払いや一括払い等の検討を進める方がよい。

《参考資料》

- ◎合葬墓検討委員会設置要綱
- ◎令和 6 年 6 月 7 日 秋田魁新報記事
- ◎村営墓地の状況（参考 1）
- ◎アンケート結果（参考 2）
- ◎視察報告書（参考 3）

大潟村合葬墓検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 少子高齢化等の社会状況が変化している中で、将来を見据えた今後の村営墓地の在り方や方向性について検討するため、「大潟村合葬墓検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 各種村内団体代表者
- (3) 公募村民
- (4) その他村長が必要と認める者

3 委員会に、学識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（会長および副会長）

第3条 会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは副会長がその職務を代理する。

（委員）

第4条 委員の任期は令和7年3月31日までとする。

2 委員が任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて村が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

秋田魁新報 2024年06月07日付 県央

墓地公園に合葬墓検討

高橋浩人村長は一般質問

で、墓地公園に合葬墓を設置する方向で検討が進んでいると明らかにした。

村は住民から合葬墓整備の要望を受け、2018年度に全世帯を対象としたアンケートを実施。「必要」「いずれ必要になる」の回答が半数以上となり、「あれば利用したい」の回答も約2割あった。このため、第2期村総合村づくり計画の後期計画（22～25年度）で、墓地公園における永代供養などを検討するとし

ていた。

高橋村長は、関係団体による検討委員会が昨年度に発足したこと、本年度は会議を3回程度開催し、合葬墓の形式や利用対象者といった具体的な内容を検討することなどを説明。「（委員会の）報告を踏まえ、第3期村総合村づくり計画に位置付けていきたい」と述べた。

©秋田魁新報社

◎村営墓地の状況（参考 1）

1. 目的

大潟村墓地公園は、全国から集まった入植者のふるさとづくりとして、昭和48年に墓地公園が整備された。親族や縁故者が代々管理を行う承継方式をとっている。しかし、受け継がれることが前提の墓では、親族がいない、または遠方に居住しており、墓の管理をする者がいない、もしくは管理が難しいなどといった種々の課題に対し十分な対応が困難である。

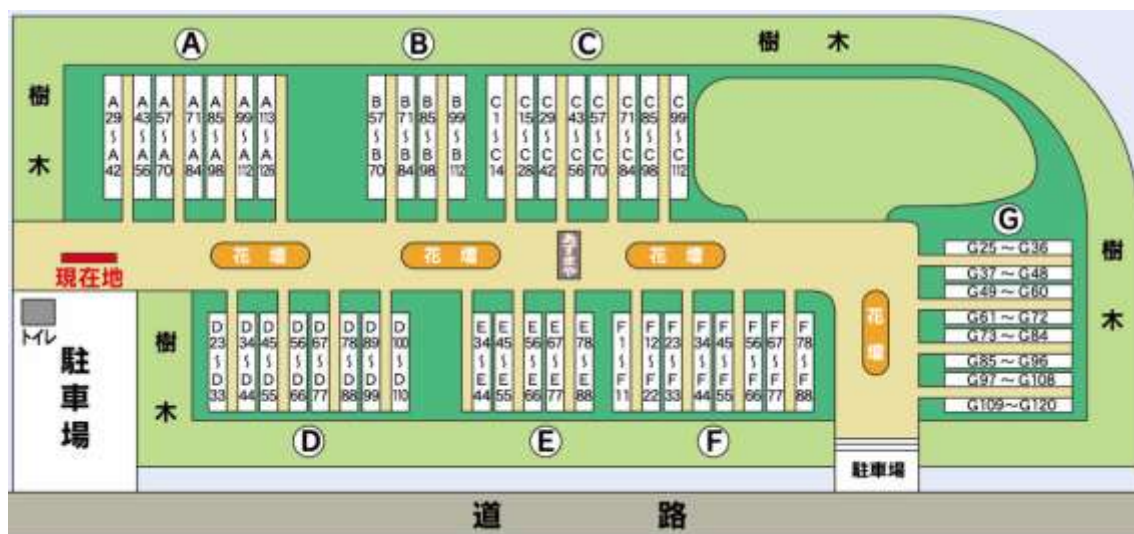
少子高齢化等、社会状況が変化している中で、墓に対する現代の多様なニーズに対応し、かつ墓の管理者不在などといった課題を解決することを目的とし、将来を見据えた今後の村営墓地の在り方や方向性について検討する。

2. 大潟村墓地公園

(1) 概要

住 所：大潟村字北1-5

面 積：20,956㎡



(2) 区画について

全593区画のうち、584区画使用。現在空きは、9区画。

【使用許可と返還の状況】(R5.10月現在)

	H16～ H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
使用許可	14	2	1	0	2	0	19
返 還	5	0	2	0	2	1	10

◎アンケート結果（参考 2）

○墓地に関する住民アンケートの集計結果について

昨年 10 月に行いました標記アンケートの結果がまとまりましたので報告いたします。

今回のアンケートは、墓地と合葬墓について村民の考えを広く知り、今後の墓地管理行政の参考にする為に実施したものです。

この結果を踏まえ、合葬墓については村作り計画の後期（2022 年度）から検討を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。

調査方法：調査票を郵送で配布し、同封の返信用封筒にて回収

調査期間：平成 30 年 10 月 19 日から 31 日

調査対象：県立大学寮とひだまり苑を除く 842 世帯

回答件数：288 件

回答率：34.2%

調査結果

各設問の集計結果を紹介します

問 1. 墓地の利用状況について当てはまるものはどれですか

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1. 墓地公園にお墓を建てており、納骨もしている | 58.7% |
| 2. 墓地公園にお墓を建てているが、納骨はしていない | 14.6% |
| 3. 墓地公園の使用許可は持っているがお墓は建てていない | 5.9% |
| 4. 村外の墓地を利用している | 7.3% |
| 5. 墓地は利用していない | 13.5% |

問 2. 今後のお墓の管理について現在の考えにもっとも近いものはどれですか

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 今後とも数世代にわたって墓地を守り続けていく | 59.0% |
| 2. 承継する家族がおらず、今のお墓は片付けなければいけない | 4.5% |
| 3. 承継する家族はいるが、管理などの面でお墓を片付けたい | 9.0% |
| 4. お墓を所有しておらず、いずれ大湊村に所有したい | 5.9% |
| 5. お墓を所有しておらず、大湊村にお墓をもつ予定はない | 9.7% |

問3. あなたは合葬墓を知っていますか

- | | |
|-----------|-------|
| 1. 知っている | 69.8% |
| 2. 知らなかった | 23.6% |

問4. 大潟村に合葬墓は必要だと思いますか

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 必要 | 22.9% |
| 2. 必要でない | 18.8% |
| 3. 今は必要ないがいずれ必要になる | 31.3% |
| 4. どちらともいえない | 22.6% |

問5. 大潟村で合葬墓を整備する場合、どのような形式が良いと思いますか

- | | |
|---|-------|
| 1. 納骨堂やカロート（お墓の地下の骨壺を納める場所）に骨壺の状態で10年から33年程度保管した後、骨壺から遺骨を取り出し、共同の墓地に遺骨のみを埋蔵する形式 | 32.6% |
| 2. 骨壺の状態で保管せず、すぐに骨壺から遺骨を取り出し、共同の墓地に遺骨のみを埋蔵する形式（秋田市の合葬墓と同じ形式） | 38.9% |

問6. 合葬墓があれば利用したいと思いますか

- | | |
|----------|-------|
| 1. 利用する | 20.1% |
| 2. 利用しない | 32.6% |
| 3. わからない | 39.9% |

問7. 「1. 利用する」と回答した方にお聞きします。何年以内の整備を希望しますか

- | | |
|----------|-------|
| 1. 5年以内 | 32.4% |
| 2. 10年以内 | 51.9% |

問8. 合葬墓に関して考えることを自由にお書きください

肯定的な意見 29件

- ・時代の流れとして必要になってきている
- ・家族のカタチが多様化してきているのでニーズはあると思う など

否定的な意見 8件

- ・寺院などがあるので、自治体独自では必要ないのではないか
- ・人口が増加していくようなら必要になるが、現状のままでは必要ないと思う など

中立的な意見 6 件
 ・整備するかしないか、どちらにもメリット・デメリットがあり、判断が難しい
 ・検討もいいが慎重に進めるべき など

その他 9 件

問 9. 今の墓地公園の管理や設備についてどう感じていますか

1. 満足	31.9%
2. やや満足	45.8%
3. やや不満	6.9%
4. 不満	0.3%

問 10. 「やや不満」、「不満」と回答した方にお聞きします。改善して欲しいところはどこですか

1. 樹木、並木	9 件
2. 花壇	1 件
3. 公衆トイレ	4 件
4. 駐車場	10 件
5. 水道等設備	2 件
6. 東屋等休憩所	3 件
7. 区画	1 件
8. 通路	7 件
9. その他（カロートなど）	4 件

問 11. 墓地公園に関して考えることを自由にお書きください

意見・要望 29 件

・車いす等も考えて、歩道を簡易舗装してはどうか
 ・区画に空きがなくなってきているので、増設して欲しい など

肯定・謝辞 22 件

・きれいに管理されていてありがたい
 ・花壇が整備されていてとても美しい公園だと思う など

その他 6 件

◎視察報告書（参考 3）

大潟村合葬墓検討委員会視察研修報告書

◎日にち 令和5年12月1日（金）13～17時

◎場所 長沼禅苑（潟上市）
秋田市北部墓地

◎研修内容

◆長沼禅苑（潟上市天王字追分 117-217）

・永代供養墓設置の経緯について

それまで墓は継承がメインだったが、時代の先を考えて永代供養墓（合葬墓含む）を設置した。幅広い人を受け入れられるように、宗教・宗派不問とした。

・永代供養墓を運営するメリットについて

核家族化が進み、離れて暮らす家族等にとって安心してお墓を利用してもらうことができている。（維持管理、33年間毎月のお経込み）

・永代供養墓を運営するデメリットについて

数が増える程、維持管理が大変。責任が長く続くため、石の寿命等の課題が出てくることが予想される。

・永代供養墓を運営する中で、苦慮している点や運用面について

墓地利用のルールへの遵守、個人情報の管理。
宗教・宗派不問で、全県から利用者が集まっていることと、公園のような開かれた場所のため、不特定多数の人が出入りし、それぞれお参りの仕方等も異なるため、ルールの遵守が難しい。
例：禁止エリアで線香等の火を付けたままにする等

・永代供養墓を運営している中で、あれば良かったと思う設備について

特に無い。
将来の予測がしにくいため、場所が一杯になった場合、増設してきた。

・永代供養墓を運営している中で、必要なかったと思う設備について

現在のところ、無い。

・料金の設定について（金額、理由等）

別紙参照

・その他

お骨が土に帰るように設計。（秋田では多いらしい）

管理は、企業組合に委託。

合葬墓等の容量がいっぱいになった場合、敷地内に新たに増設して対応する。

永代供養塔



樹木葬墓（合葬墓）



◆秋田市北部墓地（秋田市飯島字堀川 84-180）

・永代供養墓設置の経緯とメリットについて

多様化するニーズに応えるため。無縁化の抑制（秋田市は0）。個人墓地不足のため、流動化を図る。

・永代供養墓を運営するデメリットについて

同じお墓に家族が入ることができない可能性がある。

・永代供養墓を運営する中で、苦慮している点や運用面について

応募殺到。当初、年間100体を予想していたが、1,000体以上の申し込みがあった。

・永代供養墓を運営している中で、あれば良かったと思う設備について

次の合葬墓。不足しているため、検討中（樹木葬墓を含め）

北部墓地内には増設できないため、他の場所を探す必要があり、家族が同じ墓や墓地に入ることができなくなる。

・永代供養墓を運営している中で、必要なかったと思う設備について

現在のところ、無い。

・料金の設定について（金額、理由等）

17,000 円（1 度きり）

※個人区画は、285,000 円＋年 3,248 円

アンケートで低価格を望む声が多かったこと、50 年分と考えて試算した。

・その他

1, 500 体×2 か所（平和公園・北部墓地）

納骨は、職員が対応。1 日 4 回の時間を設定。

お供え物は、花のみ許可。清掃業者が月 2 回収。

お盆・彼岸は、献花台と盛り花を設置。

納骨した方の名前は、記入しない。（記録は、市役所で管理されている。）

北部墓地合葬墓

